

福島県教育委員会教育長

令和6年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

**新入生に対する
前倒し給付用**

福島県高校生等奨学給付金(4~6月分相当額)の給付を申請します。

(注) 基準日は申請年度の4月1日となります。基準日の状況を記入してください。

ふりがな		申請日	令和 年 月 日
申請者(保護者等)の氏名	(生徒との続柄:)	自宅TEL	- -
現住所・電話番号(送付先)(連絡先)	〒 -	携帯番号	- -
注: 現住所は県教育委員会から決定通知書を郵送する際の宛先になりますので、正確に記入してください。電話番号は記入もれや不足書類がある場合等の連絡先として必要ですので、必ず記入してください。			
住民票住所(現住所と異なる場合)	〒 -	特記事項	

この申請書は、対象となる高校生等が新入生であり、4~6月分相当額の前倒し給付を希望する場合にのみ提出してください。詳しくは、「記入上の注意」を必ずお読みください。

注↑: ①申請者が父母の場合で姓が生徒と異なる場合や②住民票住所と現住所の異なる場合の理由を記入してください。

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな		生徒の氏名	生徒の生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
※県内校は学校が記入	学校名	設置区分		国立・公立・私立
	課程・学科	全日制・定時制・通信制・専攻科	学年	年 月 日
	所在地(県外の場合)	〒 -	学校設置者の名称(私立の場合)	
過去の高等学校等の在学状況	学校名□	立	立	左記在学中の給付金受給回数 ↓該当するものにチェック☑する。 なし 1 2 3 4 不明 □ □ □ □ □ □
	・全日制 ・定時制 ・通信制	年 月 日 ~ 年 月 日	・全日制 ・定時制 ・通信制	

【2. 生活保護の受給状況】 基準日現在の世帯の状況について、該当するものどちらかを必ず選択してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給していません。	➡【3. 保護者等の所得状況】へ進んでください。
<input type="checkbox"/>	生活保護(生業扶助)を受給しているため、「生活保護受給証明書(基準日の生業扶助の受給がわかるもの)」等を提出します。	➡【5. 確認事項】へ進んでください。

【3. 保護者等の所得状況】 (1)又は(2)の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の申請年度の前年度の課税証明書等を提出します。

<input type="checkbox"/>	(ア)親権者(両親) [または生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」)(※)] 2名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す ・親権者等の1人が控除対象配偶者であっても2名分必要 ・親権者等の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合、給付対象外
<input type="checkbox"/>	(イ)親権者[または主たる生計維持者(※)] 1名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す ☐ ひとり親家庭 ☐ それ以外(DV・養育放棄・失踪などの家庭の事情によりやむを得ず1名分を提出できない場合) どちらかに☑
<input type="checkbox"/>	(ウ)未成年後見人()名分 [親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数いる場合は全員分)] あわせて、未成年後見人であることを確認できる書類(未成年後見人選任審判書謄本の写し等)を提出します。
<input type="checkbox"/>	(エ)主たる生計維持者 1名分 [(ア)~(ウ)以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合] あわせて、扶養関係が確認できる書類(扶養誓約書)を提出します。
<input type="checkbox"/>	(オ)生徒本人 [(ア)~(エ)以外] あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類(扶養誓約書)を提出します。

(2) 次の理由により、申請年度の前年度の課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税を課されるだけの収入を得ていないため。主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

→ 対象生徒の現在の在-school が 通信制及び専攻科以外の場合 → 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】へ進んでください。
通信制及び専攻科の場合 → 【5. 確認事項】へ進んでください。

【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】 基準日現在の世帯の状況について、該当するものを1つ選択してください。（複数該当する場合もどれか1つを選択。）

↓①～④のいずれにも該当しない場合は、記入不要です。 → 【5. 確認事項】へ進んでください。

生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

- ① 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。
- ② 通信制の高等学校等に通う弟・妹がおり、生徒及び弟・妹を保護者等が扶養しています。
- ③ 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹がおり、生徒及び弟・妹を保護者等が扶養しています。[例：中学校卒業後、高等学校等に通っていない弟・妹、特別支援学校高等部に通う弟・妹]
- ④ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。

注↑：①～④で選択するのは、生徒及び兄弟姉妹の両方を表面【3】で選択した保護者等が扶養している場合に限りです。



チェック☑を入れた①～④に該当する兄弟姉妹の状況（複数いる場合も1名のみを記入）

生徒との続柄	氏名	年齢	学校名又は職業	学年	通信制	今年度当該給付金申請の有無
		歳		年		<input type="checkbox"/> 申請済み・申請予定 <input type="checkbox"/> 申請しない <input type="checkbox"/> 対象外

↑通信制の場合「○」と記入



【5. 確認事項】へ進んでください。

【5. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者（保護者等）が署名（自署）をしてください。

- 1 本申請書の記載内容は、事実に相違ないことを誓約します。
- 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設を除く））の支弁対象ではありません。
- 5 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。

申請者
(自署)

《 ☆ 学校確認欄 》

(申請者は記入しないでください)

学校収受印

(又は学校受付日：令和 年 月 日)

- 記入漏れはないか
 - 必要な添付書類は付いているか
(課税証明書等は令和5年度のものか)
 - 高等学校等就学支援金の支給資格者か
 - 高等学校等学び直し支援金の対象者か
- } 必ずどちらかに該当します

福島県高校生等奨学給付金給付申請書（新入生に対する前倒し給付用）

（別紙）

記入上の注意

【重要】この申請書は対象となる高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けられるよう新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付を実施するものです。その点を踏まえ以下に記載の注意事項を十分に御理解のうえ申請書を提出してください。

- イ 新入生に対する前倒し給付であり、新入生のみが対象です。
- ロ 新入生に対する前倒し給付は、4～6月分に相当する額（3ヶ月分）の前倒し給付であり、7～3月分に相当する額（9ヶ月分）の給付については、おって案内される7月1日が基準日の奨学給付金申請書を別途提出する必要があります。
- ハ 前倒し給付を希望しない場合には、この申請書の提出は不要です。その場合、おって案内される7月1日が基準日の奨学給付金の申請書を提出し、給付条件に該当すれば、年額が給付されます。

申請者の欄は次によって記入してください。

- イ 申請者は、高等学校等に在学する生徒の「保護者等」（保護者等の説明は【3】ロを参照）で、福島県に住所を有している方です。
- ロ 「現住所（送付先）・電話番号（連絡先）」は、実際に居住している住所（決定通知書の郵送先となります）、平日日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ハ 「住民票住所」は、住民票住所が現住所（実際に居住している住所）と異なる場合のみ記入してください。あわせて、住所が異なる理由を「特記事項」に記入してください。
- ニ 申請者の課税証明書等に記載されている住所が福島県外の場合や、申請者が父母の場合で姓が対象となる生徒と異なる場合も、その理由を「特記事項」の欄に記入してください。

【1. 対象となる高校生等】の欄は次によって記入してください。

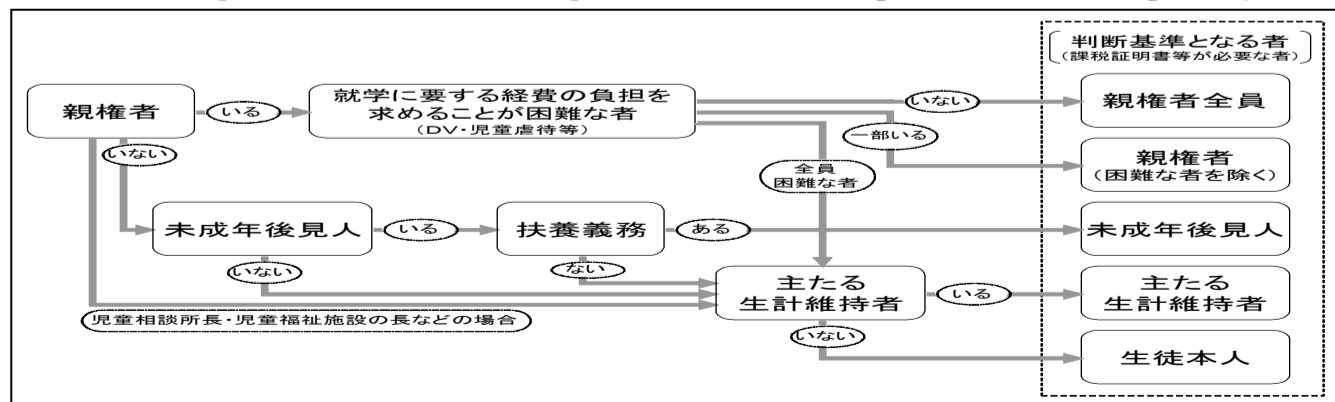
- イ 対象となる高校生等が複数いる場合は、各人ごとに申請書を作成し、在学する学校（県外の学校の場合は福島県教育庁高校教育課）へ提出してください。
- ロ 「在学する学校」の欄は、福島県内の学校に在学している場合は、学校で記入しますので記入不要です。福島県外の学校に在学している場合は、申請者が記入してください。
- ハ 「過去の高等学校等の在学状況」は、生徒が過去に高等学校等に通ったことがある場合に記入してください。現在の在学が初めての高等学校等の場合は、記入不要です。
 (イ) 複数の学校に在学した場合は、在学した全ての学校について記入してください。
 (ロ) 「高等学校等」とは、次のものをいいます。
 国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの
 (ハ) 過去に在学した学校で、給付金を受給した回数について記入してください。

【2. 生活保護の受給状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 基準日（4月1日）現在、世帯における生活保護受給状況（生業扶助）について、該当するものどちらかに必ずチェック☑を入れてください。
- ロ 生活保護（生業扶助）を受給している場合には、「生活保護受給証明書」等（福祉事務所等の証明日が4月1日以降で、生業扶助の記載のあるもの）を提出してください。

【3. 保護者等の所得状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 保護者等の所得状況について、（1）又は（2）の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の「申請年度の課税証明書等」を提出してください。
- ロ 「保護者等」について、「保護者等」とは下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「(イ)親権者〔または主たる生計維持者〕1名分」の課税証明書等を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の証明書等を提出できない場合

(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合
失踪により接触することができない場合
離婚協議中で、証明書の提出に応じてもらえない場合

(注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の証明書を省略することはできません。原則、親権者2名分の課税証明書等を提出してください。

(注意) 親権者の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合や、税の申告をしていないため課税証明書等を提出できない場合は、給付対象外です。

ニ 「(エ)主たる生計維持者」の課税証明書等を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例) ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合
→ 祖父の課税証明書等を提出
- ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合
→ 叔父の課税証明書等を提出

ホ 「(オ)生徒本人」の課税証明書等を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合

ヘ (1)で課税証明書等を提出する場合のうち「(ウ)未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「(エ)主たる生計維持者」又は「(オ)生徒本人」分を提出する場合、または(2)に該当する場合には、扶養関係等の確認のため、扶養誓約書を提出してください。

【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 基準日現在、世帯における扶養状況について、該当するもの1つにチェック☑を入れてください(複数該当する場合もどれか1つを選択)。該当しない場合は記入不要です。
- ロ 該当するのは、生徒に次のいずれかの兄弟姉妹がおり、生徒及び兄弟姉妹を保護者等が扶養している場合です。①15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉、②通信制の高等学校等に通う弟・妹、③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹、④高等学校等に通う23歳以上の兄・姉
- ハ 該当する場合、その兄弟姉妹の状況を記入し、生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類(扶養誓約書)を申請書に添付してください。

【5. 確認事項】の欄は次によって記入してください。

- イ 太枠内に記載してある事項を確認し、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。
- ロ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還することになります。

----- **留意事項** -----

- 1 過去に高等学校等(修業年限が3年未満の者を除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 児童福祉法による児童入所施設(母子生活支援施設を除く)に入所中の場合や、対象となる高校生等が里親の委託児童である場合で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合には給付対象外となります。
- 3 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 4 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記入例

令和6年の申請書を使用

新入生に対する前倒し給付用

令和6年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金(4~6月分相当額)の給付を申請します。(注)基準日は申請年度の4月1日となります。基準日の状況を記入してください。

基準日(4月1日)以降の申請日

Application form for the applicant (Fukushima Taichiro) including fields for name, address, phone numbers, and special notes.

この申請書は、対象となる高校生等が新入生であり、4~6月分相当額の前倒し給付を希望する場合にのみ提出してください。詳しくは、「記入上の注意」を必ずお読みください。

注↑: ①申請者が父母の場合で姓が生徒と異なる場合や②住民票住所と現住所の異なる場合の理由を記入してください。

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

Application form for the student (Fukushima Kenji) including fields for name, date of birth, school name, and enrollment status.

太枠の中は学校で記入(申請者は記入しない) ※県外校の場合は申請者が記入

過去に高等学校等に在学していたことがある場合(転学を含む)記入 ※在学時期も必ず記入下さい。

【2. 生活保護】

必ずどちらかにチェック☑を入れる

Form for life protection status with checkboxes for '生活保護' and '生活保護受給中'.

【3. 保護者等の所得状況】

(1)又は(2)の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の申請年度の前年度

別紙「記入上の注意」を読んで、(1)又は(2)から該当するものにチェック☑を入れる

Form for guardian income status with checkboxes for '親権者(両親)', '親権者(または主たる)', and '未成年者'.

親権者/主たる生計維持者1名分の場合 ☐ひとり親 ☐それ以外のどちらかに必ずチェック☑を入れる ※それ以外の場合証明書等を提出して頂きます。

(2) 次の理由により、申請年度の前年度の課税証 **記入例** ません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税を課されるだけの収入を得ていないため、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

→ 対象生徒の現在の在-school が 通信制及び専攻科以外の場合 → 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】へ進んでください。
通信制及び専攻科の場合 → 【5. 確認事項】へ進んでください。

【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】 基準日現在の世帯の状況について、該当するものを1つ選択してください。（複数該当する場合もどれか1つを選択。）

↓①～④のいずれにも該当しない場合は、記入不要です。 → 【5. 確認事項】へ進んでください。

生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。
②	<input type="checkbox"/>	通信制
③	<input type="checkbox"/>	15歳（中学生を除く）未満の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。
④	<input type="checkbox"/>	高等学校等

①～④に該当する兄弟姉妹がいる場合にチェック☑

その兄弟姉妹の氏名等を下欄に記入し、生徒本人と兄弟姉妹の扶養誓約書を提出する（該当する兄弟姉妹が複数いる場合には1名分のみ）

健康保険証の写しは不要です

注↑:①～④で選択するのは、生徒及び兄弟姉妹の両方を表面【3】で選択した保護者等が扶養している場合に限りです。

↓ チェック☑を入れた①～④に該当する兄弟姉妹の状況（複数いる場合も1名のみを記入）

生徒との続柄	氏名	年齢	学校名又は職業	学年	通信制	今年度当該給付金申請の有無
姉	福島 桃子	18歳	〇〇高校	3年	〇	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み・申請予定 <input type="checkbox"/> 申請しない <input type="checkbox"/> 対象外

必ずどれかにチェック☑
申請できるか不明の方は問合せ下さい

↓ 【5. 確認事項】へ進んでください。

【5. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者（保護者等）が署名（自署）をしてください。

- 1 本申請書の記載内容は、事実に相違ないことを誓約します。
- 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費を除く）の支弁対象ではありません。
- 5 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定や課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。

自署の無いものは無効です
※必ず申請者が署名して下さい。

申請者（自署） **福島 太郎**

《 ☆ 学校確認欄

- 記入漏れはない
- 必要な添付書類（課税証明書等）を提出している
- 高等学校等就学支援金の対象者か
- 高等学校等学び直し支援金の対象者か

必ず学校で確認・記入して下さい
※県外校の場合は未記入で提出

年 月 日)